平成２５年（フ）第６８号
宮城県角田市横倉字関ノ内36番地90　サンヒルズアベⅠ102号
債務者　井上　真里
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第１６１号
秋田市川元小川町１番４号　若草ハイム31号
債務者　神馬麻紀子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３４号
茨城県牛久市刈谷町５―84―１、住民票上の住所埼玉県さいたま市見沼区堀崎町799番地２　メゾンドソレイユ506号室
債務者　柴田亜希江
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
茨城県守谷市松ケ丘６丁目２番地７　愛里守谷Ｂ202
債務者　青木　　亮
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第４２２号
神奈川県平塚市四之宮７丁目１番25号　エステートナイン101号
債務者　伊藤加津則
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４２７号
兵庫県西宮市上ヶ原四番町３番17―303号、前住所兵庫県西宮市上之町31番３号　パドレ・ヒロ201号
債務者　春田　　恵
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５６９号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番28―1403号
債務者　徳富　　浩
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５８５号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目17番３―827号
債務者　坂　銀次郎
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５８７号
兵庫県西宮市津田町５番10―802号
債務者　大垣奈津美
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６２号
栃木県大田原市北大和久１番地４
債務者　櫻岡　雄二
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第６３号
栃木県大田原市北大和久１番地４
債務者　櫻岡　久代
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第６５号
栃木県那須塩原市西三島５丁目167番地５セル・ラヴィーヌ103号、前住所栃木県那須塩原市西三島３丁目183番地309　エステートピアカワカミＡ―３号
債務者　早坂　　洋
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第１１９１号
埼玉県戸田市本町１丁目16番８―106号　戸田パークハイツ
債務者　山口　柊介
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５１５号
千葉県松戸市金ケ作402番地の46　ワコーレエレガンス常盤平103号
債務者　冨永　博之
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５３４号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷１丁目９―17　ＫＤコーポ201、住民票上の住所千葉県千葉市稲毛区あやめ台３番２棟306号
債務者　逢坂　賢一
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５５６号
千葉県松戸市栄町４丁目212番地の２　サードシーパレス203号
債務者　上田　　修
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５６６号
千葉県松戸市稔台３丁目36番地の６　プロシード稔台103号
債務者　鈴木　正夫
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部